

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月15日
【会社名】	日本風力開発株式会社
【英訳名】	Japan Wind Development Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚脇 正幸
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役専務 小田 耕太郎
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋一丁目1番15号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年7月29日付で提出いたしました第11期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）内部統制報告書の記載事項の一部を訂正するため内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

<以下訂正文本文>

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

下記に記録した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

決算財務報告プロセスにおいて、当社は一時会計監査人による平成22年3月期決算の会計監査で、金融機関に支払済みの融資手数料の会計処理等につき、認識及び処理の修正の指摘を受けました。

上記事項は従前の会計処理においては是として認められていたものではあるものの、常に保守的な会計処理を行うという観点からは一時会計監査人の指摘も当然であると認識しております。また事業年度の末日までに是正されなかった理由は、上記事象が事業年度の末日以降に発生し、適切な内部統制への対応に必要な体制整備ができなかったためであります。

なお、一時会計監査人により指摘された事項は、いずれも修正しており、連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす影響はありません。

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、上記事実に至った原因の追究、業務改善に努め、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備し、運用する方針であります。具体的には決算業務過程の問題点の見直し及び改善に取り組んでいく所存でございます。

(訂正後)

下記に記録した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

なお、当社は、平成25年4月19日付で第10期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)有価証券報告書の訂正報告書を提出したことに伴い、当事業年度にかかる有価証券報告書についても訂正報告書を提出しておりますが、当該決算訂正は、関東財務局長により発出された訂正命令に従って有価証券報告書の訂正を行ったものであり、当初の財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果には、影響しないものであります。

記

決算財務報告プロセスにおいて、当社は一時会計監査人による平成22年3月期決算の会計監査で、金融機関に支払済みの融資手数料の会計処理等につき、認識及び処理の修正の指摘を受けました。

上記事項は従前の会計処理においては是として認められていたものではあるものの、常に保守的な会計処理を行うという観点からは一時会計監査人の指摘も当然であると認識しております。また事業年度の末日までに是正されなかった理由は、上記事象が事業年度の末日以降に発生し、適切な内部統制への対応に必要な体制整備ができなかったためであります。

なお、一時会計監査人により指摘された事項は、いずれも修正しており、連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす影響はありません。

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、上記事実に至った原因の追究、業務改善に努め、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備し、運用する方針であります。具体的には決算業務過程の問題点の見直し及び改善に取り組んでいく所存でございます。